

令和5年度大磯町教育委員会第4回定例会議事録

1. 日 時 令和5年7月20日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時24分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
末 續 慎 吾 委員
大 槻 直 行 教育部長
植 地 直 子 町民福祉部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
北 水 慶 一 生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長
柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹
熊 澤 香 織 生涯学習課副課長
田 中 恵 子 （書記） 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 3名
6. 報告事項
報告事項第1号 大磯町学校運営協議会委員の解任について
報告事項第2号 令和5年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第3号 教職員研修交流事業について
報告事項第4号 大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について
報告事項第5号 春季企画展「小学校開校 150 年 記念 ～学び舎の歴史～」の開催結果について
報告事項第6号 大磯町立幼稚園園則の一部改正について
報告事項第7号 大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則の一部改正について
7. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度大磯町教育委員会第4回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、報告事項7件でございます。

本日は3名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和5年度第3回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和5年度第3回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和5年度第3回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和5年度第3回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

本日の議事進行につきましては、はじめに、教育長が臨時代理処理した事項について、報告事項第1号として報告いたします。

続いて、報告事項第2号から順に進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【報告事項第1号 大磯町学校運営協議会委員の解任について】

教育長) 報告事項第1号『大磯町学校運営協議会委員の解任について』、お手元の資料をご覧ください。

令和5年6月30日付けで提出された、大磯町学校運営協議会委員の辞任届について、臨時に事務を代理しましたので、規則の定めにより報告いたします。

詳細につきましては、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) それでは、報告事項第1号『大磯町学校運営協議会委員の解任について』、補足説明をさせていただきます。

6月下旬に、大磯小学校の校長を通じまして、大磯小学校学校運営協議会委員の亀倉弘美氏が委員を辞任する意向であるという旨の連絡が入りました。時間を置かず、同時に、委員本人からも辞任についての申し出が教育委員会事務局宛てにあったということが、始まりでございます。

資料の表紙に記載しておりますが、大磯町学校運営協議会運営要領第6条において、「委員本人から辞任届が提出されたとき又は学校運営協議会規則第17条の各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする」とございます。

委員の解任については、本来であれば、教育委員会教育長事務委任規則に従い、この定例会に付議するところでございますが、資料1ページ目にあるとおり、亀倉氏本人から辞任届

が6月30日に提出され、6月末での辞任を希望する旨の申し出がございましたので、同規則第2条第2項の規定により、委員解任の事務を臨時に代理した次第となります。

資料の2ページ目のとおり、事務局にて解任通知書を作成し、手順に従い、大磯小学校の学校運営協議会の会長へ通知をしております。なお、大磯小学校においては、先日、7月12日の水曜日に2回目の学校運営協議会を開催するタイミングもございましたので、この委員解任については、事務局から、学校運営協議会の残りの委員に説明をさせていただいたという状況でございます。

報告、補足については、以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) 次に、6月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で専決した事項に関することについて、ご報告いたします。

要綱制定について、1件でございます。「大磯町立小学校開校150周年記念事業補助金交付要綱」についてです。こちらは、大磯町立小学校の開校150周年記念事業を実施する小学校に対し補助金を交付することに関して必要な事項を定めているものでございます。

本日の報告は、以上でございます。

【報告事項第2号 令和5年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) それでは、議事に入ります。

報告事項第2号『令和5年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第2号『令和5年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、報告いたします。

資料をご確認いただきたいと思っております。表紙をおめくりいただきまして、令和5年度第1回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果についてから、順次お話をさせていただきます。

趣旨につきましては、資料に記載のとおりでございます。

日程は、令和5年7月3日、月曜日、10時からということで、本庁舎4階第2委員会室にて開催いたしております。

参加者につきましては、調査委員会の委員5名のうち3名が欠席。事務局からは、教育長以下5名が出席をさせていただきました。なお、傍聴者はございませんでした。

協議内容として5つ用意させていただきましたが、後半の3つは非公開の形で進めさせていただいたというところでございます。

それでは、協議内容を簡単にお話させていただきます。

(1)、(2)、各学校におけるいじめ問題に対する取組について、大磯町におけるいじめ問題に対する取組について。こちらについては一括で、事務局から説明をさせていただきました。町いじめ防止基本方針に基づき、各学校が基本方針を定め、いじめ対応をしていることを改めてお伝えし、アンケート等の取組なども、資料を基に説明をさせていただきました。

委員からは、アンケートの実施回数や方法について質問がありました。また、アンケートは、直接声を上げにくい子どもにとっては有効な手段であるが、さらに子どもたちが声を上げやすい方法や環境を工夫してほしい旨の意見がありましたので、こちらについては、学校と今後共有していくということで説明をさせていただいたところでございます。

(3)以降、非公開の内容ですけれども、概要だけお話させていただきます。(3)令和4年度におけるいじめ認知状況及び対応について。いじめの認知件数は増加していること、

認知件数が多い少ないというのは、単純にその学校の良し悪しではないんですけれども、件数が少ない学校につきましては、いじめというものに対する認識が低い面もあるのではないかと感じていること、年度始めに校内研修等を実施し、いじめの捉え、認知については徹底するように学校に働きかけておりますが、こちらについては、改めて徹底させていく、という説明を事務局のほうからさせていただきました。

委員のほうからは、例年に比べて認知件数が増加しているというのは、子どもたち自身が、いじめを問わず、様々な違和感を大人に伝えられているという点では評価ができるというお話をいただきました。また、小学校の学年に応じて、認知件数が徐々に減少してきていることから、子どもたちの情緒的な発達が見られることはとても健全であるというようなご意見もいただきました。

しかし、いじめの認知は、やはり埋もれている部分もあると思われるので、そこに対して、教育委員会と学校がどう対応していくのかは考えてほしい、というような課題を伝えられましたので、こちらについては、先ほどと同様、学校にも周知し、教育委員会、学校ともに対策を考えていきたいと、そのように考えてもおります。

(4) 大磯町のいじめ重大事態につきましては、現在、町で発生しているいじめの重大事態について、調査の進捗状況等を報告いたしました。

(5) 大磯町のいじめ重大事態の調査結果の公表について、過去に町で発生したいじめ重大事態の調査結果の公表の在り方について、これまでも本委員会内で検討を重ねてきた経過がございますが、資料として、他の市町のガイドライン等も今回つけさせていただいて、大磯町の公表のガイドラインを具体的に策定していくことなどを委員と確認したというところでございます。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員) 質問ではないんですけれども、認知状況、確かに件数が割と多く出ているから認知できているという捉え方、それはもちろんあると思うんですけれども、実際にそれだけ件数があるというのは、やっぱりとても重大なことだと、すごく感じております。いじめにかかわらず、不登校も含めて、簡単な、これが決定打だという解決策はなかなか見当たらないのかなと思うんですけれども、スクールカウンセラーとか、いろいろな方を入れて対応したりもしていますけれども、何というか、子どもがどういう相手なら心を開きやすいとか話やすいのかなと考えたときに、やっぱりコミュニティの力というのは大きいのかなと思って、その辺、せっかくコミュニティ・スクールというのがスタートしているので、うまく活用していただきたいなと思います。

それと、あまりに大人ではない、と言うとおかしいですけど、大学生くらいの、お兄ちゃん、お姉ちゃん的な存在で、例えば、自分がそういうつらい経験をしたようなお子さんっいらっしやると思うんですね。なかなかそういうのを表立ったところでお話するのは本人もあれでしょうけれど、いろいろな経験をしてきた大学生くらいの方ですね、そういう方に、例えば町のいろいろな行事、この間、お祭りだったりいろいろありましたけど、そういう行事なんかを通して、もっと交流を図って、何かのときに話が拾えるような、そういう環境をうまく作っていきけるようにできたら、少しいいのかなと思ったりしています。

私も小学校でPTAをやっている頃から、すごくいじめとか不登校というのは個人的に重たく受け止めておりますので、なかなか解決というのは難しいんですけれども、これからいろいろと探っていくって、少しでもつらい思いをするお子さんがいらっしやるなら、ないように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) いじめが起こってからの対応というところになるの

で、どうしても後手に回る部分もありますし、解決というのが根本的に難しい部分もございます。今回、重大事態等が町で発生しておりますので、その事案の対応ということだけではなく、今委員もお話があったように、様々な大人、関われる人が学校に入ることによって、未然防止、いじめがそもそも起きないような、学校・地域にしていくというところも必要だと思っております。

なかなかコロナ禍で教員以外の大人が学校の中で関わるというのが難しい状況が数年続きましたけれども、ここでコロナ禍も一段落してきて、大人が様々入れるような状況がまた出てきておりますので、今の学生さんも含めて、地域の大人、保護者だけではなく、様々な方が入り、そういう、どこかで子どもといろいろな性格の子どもと関われる、引っかかる部分、子どもも安心して相談できるというような、未然防止のところを教育委員会としても引き続き検討し、対応を進めていきたいというふうに考えております。

ご指摘ありがとうございます。

教育長) ほかにはいかがでしょう。

末續委員) この話はずっと、気にはなっているというか、頭にあります。

僕は小学校のときにいじめられたことがあるんですが、いじめられた本人は覚えていることはあるんですけど、いじめた側はあまり覚えていないと、そういう関係があつて。でも一番当時怖かったのは、いじめた側といじめられている側、その両者の間にある、見ている側が一番怖かったんですね。どちらかというところ、大人が怖いというよりは、その教室の中の環境が怖かったんで、学校の中に行けなかったと。

それで、たくさんの方が、大人が関わるということも大事だと思うんですが、そのいじめに関わっていない子どもの、教育というほど大それたことではないんですけども、どういう認識とか認知があるのかというところが、まずそのコミュニティというか、空間の支配する一つの空気というか、そこの調査というか、認識というか、感じ方というのをもう少し深く知りたいなというのがあります。

大人が関わっていくのは簡単なんですけど、結局子どもで起こした問題を子どもで解決するというのが一番だと思うので、そういった点でそういうのがあるのかなというのが少し気になっていますので、実際にあるのかどうかという部分がちょっと知りたいなと思います。

以上です。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) いじめの問題に関しては、当事者だけではなく、やっぱり傍観者に対してやはり見て見ぬふりをせず、駄目なものは駄目だと言える環境で、ある種みんながその安心・安全でいられる環境を作っていくことによって、いじめそのものを減らしていく、防いでいくということは絶対必要でございます。

学校におきましては、普段の道徳の授業だとか、生活指導の部分で、子ども同士でそういったこと、駄目なこと、いけないことについて、子ども同士で指摘し合うような環境づくりということは今までもやってきてはおるんですけども、やはり見て見ぬふりをしないというところは、これからも徹底してやっていかなきゃいけないと、子どもたちに指導していかなきゃいけないという部分ではございます。

今回はその未然防止につきましては、子どもたちにもそれぞれ、小学校には児童会、中学校には生徒会というような組織もありますので、子どもたちにもいじめを防ぐために、いじめをなくすためにはということを、子どもが主体になって、子どもが主語になって考えていただく。そこに我々も今までも働きかけてはいたんですけども、きちっと子どもが自らいじめをなくしていけるような考え方を育てるよう支援していきたいというふうに思っております。

本当に今、委員がおっしゃられたように、教室の中で冷たい環境というか、そういうことがやっぱり起きてしまうと、友達が、仲間が困っていても無視するじゃないですけど、見な

いふりをしてしまうというのが、いじめだけじゃなくいろいろなことでも起こり得ることなのかなというふうに感じております。そういったことが大磯町のそれぞれの学校、教室で起きないように、これからも徹底して教員だけではなくて地域の大人の方とも考えて、いじめ防止については取り組んでいきたいと思っております。

末續委員) そうですね、ちょっと思い出しながら話を聞いていたんですが、大人になってもいじめというのはありますから、そういうプロセスと、特別というプロセスも含めてなんですが、支援を。助けてほしいというよりは、支援が欲しかったという気持ちがありますよね。そういうふうに行動ができるような。

あまりにも、逆に言うと、経験者が介入し過ぎると、逆に隠れてしまうのでね、そういうのって。ですから、支援という解釈をもう少し深めてやったほうがいいのかなというふうに、率直な感想ですけれども、思いました。

以上です。ありがとうございました。

濱谷委員) 多分、もうトーリー委員と末續委員と被る感想なんですけれども、大磯町が重大事態事案を抱えていて、そして調査委員による調査も始まっていて、その中での調査委員会の会議が行われて、どんな話合いがされたのかなというふうに興味深く報告書を昨日読んでおりました。協議内容のところで、委員のアンケートですよね、子どもたちが声を上げやすい方法や環境を工夫してもらいたいという委員の声も上がって、事務局が当然こういうことをこれからも具体的に声が上げられる方法を検討していくというお話をしたと。

声が上げやすい方法、やっぱりアンケートだと書かなければならないという部分があるんですね。子どもたちが、じゃあ自分がいじめられているという感覚をもって、それが紙に書く表現力がない子どもたちが、一体どうすればいいのか。多分、僕は経験的に言うと、白紙なんですね。ただ一言、苦しいよ、というような発信をすることしかないんですよね。ですから、今、タブレットを持ったりしておりますので、前に教育部長と話をしていて、そういうシステムがあるよだということ、やっぱり子どもたちが自分の思いを表現する手段を考えてやっていただきたいなというふうに思います。

ややをすると、大人というのは、表現は子どもたちができるんじゃないかというふうに思いがちですけど、いじめられている子どもたちというのは、それさえも、もうできないんですよ。ですから、そのところをやはり、経験上、多分、事務局の方も分かっているんじゃないかと思うので、そのへんもしっかりと認識して検討していただきたいなというふうに思ったところであります。

それから、それに付随して、埋もれている部分もあると思うので、そこに対してどう対応していくか、考えて欲しいという、こういう、もう一つ委員の意見がございました。今お話をしたのと同じように、やはり表現ができない、何もできないという子どもたちが心の中に抱えている、その抱えているものが爆発したときに、ものすごく大きな事件として表面化してくるわけでありまして。ですから、この埋もれている部分をどうしていくのか、そういう事だと思っただけですね。ですから、未然防止、生徒会、児童会という言葉も使われていたけれども、やはり命の大切さというところで、民間の力も借りながら、やはり学期に1回ずつ、ちゃんとその成長段階に合わせた、やはり僕は大磯独自のプログラムをつくって、子どもたちとこういうふうに議論させていくということをやったり定着化させていくということ、これをやっぱり地道に続けていかないと、やはり子どもたちが命の大切さということがなかなか、やはり理解できないのであります。

学年 100 名いれば、学力的に高い子ども、なかなか学力的に追いつかない子ども、表現ができない子ども、口の重い子ども、多々、多様性がある子どもたちでありますので、そのところをしっかりと、プログラムの中に落としながら、いわゆる幾つかのプログラムの中でテーマ設定を、今言ったように子どもの成長段階に合わせた少人数のテーマ取りから設定をし

て地道に取り組んでいくのが、やはりいじめをなくすことなのかなというふうに思ったところでもあります。

それから、大磯町のいじめ重大事態についての進捗状況のご説明と、調査結果の公表と、これも秘密会の中でお話をされてきているということです。これも町民がやはり納得していく形で考えていかなければいけないのかなというふうに、やはりこの報告書の中でもって思ったところでもあります。

蛇足になりますけれども、先日こんな、私自身の所属しているところで書いてございまして、学校の中でやはりチャット GPT が入り込んできて、生徒たちも活用していると。弁論大会というのがありまして、この弁論大会もチャット GPT を使って、自分なりの表現をちょっと直して弁論していくという、こんなスタイルも出てきているよだという報告を聞きました。じゃあチャット GPT ができないようなテーマを設定しなきゃいけないのよな、でもそんなの我々にはなかなかできないので、これを今後どうしていかなければならないのか、そして、こういうものがどんどん学校の中に入り込むことによって、学校教育というのが、一体何をやらなければならぬのかということになりましたら、やはり学校というのは、子どもたちに倫理観をしっかり教えるということが、やはり AI の時代の中における学校教育の本質なんだと、こういうような、私、発言をしました。

まさしく、いじめも倫理観の問題とかになるんでしょね。ですから、これは本当に地道に命の大切さというのをやはり取り組んでいかなければならないのかなということ考えたところでもあります。

一つそんなこともまた検討の中で考えていただければありがたいなということ、感想を交えて少し事務局の意見をお聞きしたいというふうに思いました。

以上でございます。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) アンケート等について、声を上げにくい、SOS を出しにくいお子さんもいると思います。これはいじめだけではなく、様々な生活上のこととか、そういった絡みもありますので、例えば先ほど言ったタブレットでの回答や、今までアンケートは学校で全部やるような取り組みでしたけれども、中学校のほうでは、一度持ち帰らせて家でじっくり書いて出すみたいな形も、アンケートの出させ方として取り組ませたりとか、後はただ書くだけではなくて、チェックをして、意見を言いやすいような回答式のアンケートにしたりとか、様々な工夫は今、学校のほうで進めているところでございます。

ただ、そういったところが、やはり未然防止、ストレスを安心して出せるというところにつながっていかなくちゃいけないと思いますので、今委員がおっしゃったとおり、大磯町で命の大切さ、そういったところを各学校でつくっていく。そしてそれを地道に、愚直に続けていくというところは、本当に徹底していかななくちゃいけないと思っておりますので、そこについては、我々事務局側も引き続き、学校とともに対策・対応を重ねていきたいと思っております。

ありがとうございました。

トリー委員) 度々すみません。あと、いじめる側、いじめられる側、いじめられる側のお子さんも、いじめるお子さんも、何かターゲットになる原因があったり、いじめる側も、やはり、普通に考えていたら、普通に健全な環境で育てて、学校で楽しく生活していたら、そんなに陰湿ないじめってしようとは思わないですよ。

だから、それはやはり何か原因があるわけですよ、それが家庭の中だったり、今、家庭もいろいろなご家庭があるので難しいとは思いますが、時として、ある程度家庭にも踏み込んでいかなければならないケースも多分出てくるであろうと思うんですね。

ですから、その辺を先生方だけで、特に若い経験の少ない先生方だけにそれを任せるのは、やっぱり負担なのかなという部分もあるので、どういう形で私どもが力になれるのかという

のを本当に考えていかなくちやいけないなという気が、すごく今、話を聞いていてしておりました。

あと、誰にも相談できないお子さんって、本当にいるんですよね。アンケートを書いて、その書いたことがもし誰かに、自分がこれを書いたというのが分かったらとか、恥ずかしいとか、親に知られたくないとか、いろいろな気持ちが子どもなりにあるんだらうなと思うんですね。だから、心の教育って、やっぱり、末續先生がおっしゃっていましたが、本当に大事だと思うんです。今、これから教科書採択で道德の教科書もありますけれども、その教科書だけではない、この生活の中で、どうやったら心に響く教育ができるのかなというのを、考えていかなきゃいけないなと思って聞いていました。

微力ですけど、何かお手伝いできることがあったら、お力になりたいなという気持ちでお話を伺っていました。どうぞ、くれぐれもよろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

他にはいかがですか。よろしいですか。

大変ご心配をおかけしておまして、最初に5月に報道が始まってから、様々な動きがございまして、実際、新聞以外の広報活動も行われたりして、学校とか地域はそれをご覧になって、すごくつらい思いをされていることは事実でございます。

この間も学校長や園長がみんな集まって、どういうふうにしたらいんだというような話し合いをさせていただいております。

やはり、私たちがやることは、できればいじめがない町がいいわけで、まず予防措置をしなきゃいけないと、それでは学校それぞれでできることをまずやってくださいというのが第一でございます。極端に言えば、教師の人権感覚から見直さなきゃいけないよということを、当然学校は考えております。

それから、児童会、生徒会というものがありますので、2月22日にピンクシャツデーなんので、みんなで一生懸命やってもらった。こういったものがありますけれども、そういう具体をやりながらみんなで声を掛け合っていく、そういう学校にしなきゃいけないんじゃないか。

先ほど末續委員がおっしゃったように、最後の、当事者以外の人、要するに、その空間の中にいる、知らんぷりしているというわけではないんでしょうけど、見て見ぬふりをしているような子どもたちも含めてどうしていくかということがすごく大事なんじゃないかと、そのとおりだと思うんですね。

私も報道があってから、たまたまその後、鎌倉のところでも報道がありまして、教育長さんとも何回かやり取りをさせていただきました。鎌倉のほうでは、やっぱり、アンケートはとっているけど、タブレットにアプリを一つ入れて、そこにいつでも入れられるようにしたというのは、一つおっしゃってございました。これはうちのほうでもすぐできることなので、検討していきます。

それから、友達同士でバディを組むというのをやっていた、バディというのは、私は相談に乗ってもいいよという子どもを立候補させて、その人に何か相談に行くと、子ども同士の相談室をやると、これ、なかなかうまくいかないというふうになっていってしまいました。

そして最後は、先ほど末續委員がおっしゃった、これからは、事態を大きくしないためには、何かあったら、それは仕方がないんだけど、周りにいる子どもたちを、いかにそれに対応してもらえるように、子どもの研修じゃないけど、勉強してもらってやっていくと、そういうことを考えていますよということで、舞台はまだできていないんだというふうにおっしゃってました。今のお話のとおりだと思います。

やはり、小さな町、大磯なんていうのは、ものすごく情報が密に交錯しますので、具体を

やると、それだけですごく、あの人が、この人がとなってしまうと、非常に難しい部分があって、最終的に先ほどの重大事態の調査結果の公表なんかでも、今まで普通に公表することがなかなかできないという状態がずっと続いております。

実際、そういうふうな不利益を被るような人がいるような公表はできませんので、今後もそれを検討しなきゃいけないというふうに思っていますが、町として、やっぱり大人が多様性を認めるような町にしていきたいというのが、私のずっと願いでありますので、子どもだけではなくて、大人もこのいじめについてちょうどいい機会ですので、コミュニティ・スクール等も始まって2年を迎えておりますので、ぜひそういうことも進めていきたいと思えます。

委員のご意見をしっかりと受け止めてみんなでやっていきたいと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。

【報告事項第3号 教職員研修交流事業について】

教育長) 次に、報告事項第3号『教職員研修交流事業について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第3号『教職員研修交流事業について』、説明させていただきます。

資料裏に目的以下、記載をさせていただいております。これは学校研究の関係で町内の小学校とつながりができました玉川大学の湯藤教授の仲介によって、アメリカのチャータースクールから教職員の相互交流について打診されたというところは昨年度中にも報告させていただいたかと思えます。

年度途中で大磯町側からアメリカへ派遣することが難しかったことから、昨年度につきましては、アメリカの教員3名を大磯町の学校のほうで受け入れたという実績がございます。

そこで、事務局では、今年度、相互交流を目指して、具体的に事業検討を進め、派遣対象者の選考等を昨年度末に実施し、このタイミングで、大磯町からの派遣対象者を決定することが無事にできましたので、本日のご報告となっております。

派遣対象者というか、希望としては、町内の学校から5名ほど応募がありました。研究所の所長、あとは町で採用しているアシスタントイングリッシュティーチャーの方とかと語学試験などもやらせていただいて、今回につきましては、大磯町立国府中学校の和田総括教諭を派遣対象者とするというところがございます。

和田総括教諭には、アメリカと日本の教育の違い、実際に体験していただくなどして、いいものを大磯町の教育に紹介するというところで、町全体の教育力の向上を図っていききたいと。特に今回は、アメリカでのいじめ対応の実際等についても見聞きしてほしいというところは、事務局からも、今のところ、重ねてお願いしているというところですよ。

今後は、報告書以外に、可能な範囲で和田総括教諭から直接研修報告していただくなどの場を設けたいと思っております。この事業を有意義なものにしていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の対象から漏れた教員につきましては、かなり派遣に対しての意欲をお持ちの方が多かったですので、次年度以降の派遣を順次計画したいと考えております。

そして最後に、現在、またアメリカの学校とも調整中ですけれども、そこに記載させていただいたとおり、10月の第1週あたりを目途に、アメリカからまた教員を複数名、大磯町の学校のほうで受け入れる計画も進めております。こちらについては、確定次第、また改めて報告をさせていただきたいと思っております。

教職員研修交流事業についての説明、報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員) これ、すごくいい試みだと、私は思います。

それで、先ほどの多様性の話が出ましたので、せっかく研修に行かれる総括教諭の和田先生には、しっかりと日本との教育の違い、お勉強だけじゃなくて、それこそいじめとかそういうのをどういう対応をしているか、しっかり見てきて報告していただきたいなと期待しております。

教育長) 他にはいかがですか。よろしいですか。

昨年、アメリカから来ていただいて、今回、こういうふうに教育委員会のほうで対応してやるんですけども、何しろ今、行くのにもお金がすごいかかりまして、要するに旅費というか、飛行機代という。それで、今回は特別にご厚意をいただいて、それを使わせていただくということで検討しております。何にしろ、本人の負担分も当然そうなんですけど、何しろ費用、本当はちゃんとこちらで全て賄えればいいんですけど、なかなかそうはいかない、自費で行ってもらおうよというようなことで最初、言っていたんですけど、協力してくださる団体のおかげで、少しは援助できるということになりそうでございます。

よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について】

教育長) 次に、報告事項第4号『大磯町学校教育施設整備基本構想の策定について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第4号『大磯町学校教育施設整備基本構想の策定につきまして、資料に基づき、ご説明します。

基本構想については、策定期限の10月まで、毎月の教育委員会定例会において、報告させていただくこととなっております。

これまで、4月の定例会においては、基本構想の策定にあたり策定の目的や今後の検討スケジュール等を、また5月の定例会においては、コミュニティ・スクールや会議等で周知した内容や意見交換について、6月の定例会においては、学校の改築・改修を行う際には考慮する内容がある部署とヒアリングを行った内容について、報告いたしました。

資料をご覧ください。令和5年6月15日から7月19日までの約1か月の状況につきまして、まとめたものになります。

表紙をおめくりいただき、1ページが目次になります。2ページから17ページまでが、8件の打合せ等の議事録になります。これまで同様に、本来であれば、発言者を含め内容の確認をいただき公表していくのですが、タイトスケジュールの中でも経過をオープン情報にしていきたいため、事務局の速記録として作成させていただいております。

そのため、出席者名は記載いたしますが、一部の発言者を除き、所属部署名での記載としています。あらかじめご了承ください。

19ページから22ページまでが説明に用いた資料になります。この1か月の主な動きとしては、区長会及び中郡医師会へ周知を行った他、基本構想を策定した後、実際にどのように改築や改修スケジュールを組んでいくのか、またその手法などについて、政策総務部の総務課・財政課・政策課と、基本構想策定事業者を交えて打合せを行いました。

具体的な内容については、総合計画事業の認定を進めていく中で審議されるため、現時点では、未成熟な内容であることから、詳細な情報及び資料の添付は省略させていただいております。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし
教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 春季企画展「小学校開校150年記念～学び舎の歴史～」の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第5号『春季企画展「小学校開校150年記念～学び舎の歴史～」の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第5号『春季企画展「小学校開校150年記念～学び舎の歴史～」の開催結果について』説明いたします。

資料1ページをご覧ください。本展示は、郷土資料館の令和5年度の第1回企画展として、4月22日から6月11日までの間、開催いたしました。開場日数は42日間で、会期中に4,215人の来館があり、1日平均の来館者数は100人でした。

趣旨としては、令和5年に学制施行から150年、また、大磯小学校、国府小学校が開校150年を迎えたことから、学校史をテーマとする企画展を開催しました。展示内容は、8の内容に記載のとおり4項目で構成いたしました。また、会期中には9の関連行事にありますとおり、担当者による展示解説を実施し、合計約32人の参加がありました。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 町の4校は、何というか、校外学習みたいな形でこれを見学したという事例はあったんですか。

生涯学習課長) 会期中ですが、大磯小学校1年生、それと大磯小学校3年生の遠足で、いずれも100人ほど来ていただきました。

教育長) 他にはいかがですか。よろしいですか。

小学校の150周年ということで、ちょっと見ると、何で、というくらい変わっている展示といますか、鎧兜がいきなり出てくるという。伊藤博文公も寄贈されたというか、そういう。それから、もう一つは吉田茂の書によるものがたくさん出てくる。それは学校で寄贈されているもので、よその町ではちょっとないかなという内容で、私も最終日に担当者の解説にも立ち合わせてもらえたんですけど、担当者も非常に丁寧にお話をされて、訪れた方がすごく一生懸命見ていただいて、いい展示だったなというふうに思っております。

タイムカプセルの関係で、卒業生が150周年の担当というか、そこでお祝いをやってくれて、学校は150周年記念事業を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【報告事項第6号 大磯町立幼稚園園則の一部改正について】

教育長) 次に、報告事項第6号『大磯町立幼稚園園則の一部改正について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) それでは、報告事項第6号『大磯町立幼稚園園則の一部改正について』ご説明いたします。

表紙をおめくりください。

改正概要です。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関係法律の整備が行われ、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理が行われたため、本園則の一部を改正するものです。

次に、改正内容ですが、本園則第4条第1項に規定する定員及び子どもの区分ごとの利用

定員について、その根拠となる子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたため、現行の第19条第1項を引用する箇所について、第19条に改めるものです。

具体的には、厚生労働省の所掌事務がこども家庭庁に移管されたため、こども家庭庁を所管する内閣総理大臣が厚生労働大臣への協議を求める必要がなくなった部分を削除するもので、本園則が規程している内容そのものに変更が生じるものではありません。

なお、施行日は公布の日からといたします。

参考として、改め文と新旧対照表を添付しておりますのでご確認ください。

資料の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則の一部改正について】

教育長) 次に、報告事項第7号『大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則の一部改正について』、事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) それでは、報告事項第7号『大磯町立小学校、中学校及び幼稚園の施設の開放に関する規則の一部改正について』ご説明いたします。

表紙をおめくりください。

まず、改正概要ですが、本規則につきましても、学校施設の開放に関して必要な事項を定めておりますが、対象とされる学校施設から、既に廃止されている大磯町立国府幼稚園を削除するため一部改正をするものです。

次に改正内容としましては、別表の「遊び場開放」の部から「国府幼稚園」を削除します。また、施行日は公布の日からとします。

参考として、改め文と新旧対照表を添付しておりますのでご確認ください。

資料の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしいでしょうか。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回は、教育委員会臨時会が7月24日、月曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和5年度大磯町教育委員会第4回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和5年8月17日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 末 續 慎 吾

委 員 トーリー 二 葉

委 員 曾 田 成 則
